

「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(千葉県指定第1270905530)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援・要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要支援・要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	15

1. 施設経営法人

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 六親会
- (2) 法人所在地 千葉県印西市笠神 1 6 2 0
- (3) 電 話 番 号 0 4 7 6 - 9 7 - 0 1 0 0
- (4) 代表者氏名 理事長 湯川 智美
- (5) 設 立 年 月 平成6年8月15日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定短期入所生活介護事業所 [指定年月日・平成23年 5月 1日]

指定介護予防短期入所生活介護事業所 [指定年月日・平成23年 5月 1日]

介護保険事業所番号・1270905530号

※ 当事業所は特別養護老人に併設されています。

(2) 事業所の目的

短期入所生活介護は、「要介護状態となった場合においても、そのご契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、ご契約者の心身機能の維持並びにご契約者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ること」を、また介護予防短期入所生活介護においては、「そのご契約者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、ご契約者の心身機能の維持回復を図り、もってご契約者の生活機能の維持又は向上を目指すこと」を目的とする。

(3) 事業所の名称

特別養護老人ホーム プレーゲ船橋 プレーゲ船橋短期入所生活介護事業所

(4) 事業所の所在地

千葉県船橋市金堀町195

(5) 電話番号

047-410-8611

(6) 事業所長（施設長）

氏名 清水 ゆり恵

(7) 当事業所の運営方針

(短期入所生活介護事業)

- ① ご契約者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等ご契約者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行なう。
- ② 相当期間以上にわたり継続して入所するご契約者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- ③ 従業者は、短期入所生活介護の事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、ご契約者又はそのごご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なう。
- ④ 短期入所生活介護の事業の提供に当たっては、ご契約者又は他のご契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご契約者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑤ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ⑥ 自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護予防短期入所生活介護事業)

- ① ご契約者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- ② 自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図る。
- ③ 介護予防短期入所生活介護の事業の提供に当たり、ご契約者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たる。
- ④ ご契約者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努める。
- ⑤ 介護予防短期入所生活介護の事業の提供に当たり、ご契約者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、ご契約者が主体的に介護予防短期入所生活介護の事業に参加するような適切な働きかけに努める。
- ⑥ 介護予防短期入所生活介護の事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、ご契約者又はそのごご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 開設年月

平成23年 5月1日 (短期入所生活介護事業所)

平成23年 5月1日 (介護予防短期入所生活介護事業所)

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分まで

(10) 利用定員

10人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、すべて一人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	10室	ベッド、床頭台、洗面台、収納棚
共同生活室（食堂を含む）	1室	テーブル、イス、洗面設備、テレビ
浴室	2室	車椅子入浴装置(チェアーインバス) 機械個浴、一般浴

(12) 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により当事業所でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、介護老人福祉施設の職員と併せて以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名（うち常勤職員1名）
2. 介護職員	31名以上
3. 生活相談員	1名以上（うち常勤職員1名以上）
4. 看護職員	3名以上（うち常勤職員1名以上）
5. 管理栄養士	1名（うち常勤職員1名以上）

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 相談員	日中：08：30～17：30 1名
2. 介護職員	昼間については、ユニットごとに常時1名以上 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1名以上
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：08：30～17：30 1名以上
4. 管理栄養士	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：08：30～17：30 1名以上

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設がご契約者に対して提供するサービスについては「利用料金が介護保険から給付される場合」と「利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合」があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当施設では管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、ご契約者の希望により居室での食事も提供いたします。
- ・食事の提供時間は、下記の範囲内で提供させていただきます。

（食事時間）

朝 食	7 : 4 5 ~
昼 食	1 2 : 0 0 ~
夕 食	1 8 : 0 0 ~

- ・食事内容及び時間の変更を希望されるご契約者は、ご相談に応じます。

② 入浴

入浴の形態は、一般浴・リフト浴・車椅子浴・機械浴・機械個浴があります。

- ・入浴は、ご契約者の身体の状況にあわせた形態で入浴していただきます。
- ・入浴又は清拭は、ご契約者の体調を勘案し対応させていただきます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 個別機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

- ☆ 下記の料金表によって、ご契約者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費及び居住費をお支払いください。食費及び居住費に関しましては『介護保険負担限度額認定証』が発行されているご契約者におかれましては、記載されている「食費の負担限度額」及び「居住費又は滞在費の負担限度額の金額」となります。

- ☆ ご契約者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画又は居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が予防給付及び介護給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

＜介護保険の自己負担額＞ 併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）

要支援・ 要介護	サービス利用 単位	サービス利用料 金	利用者負担 (1 割負担分)	利用者負担 (2 割負担分)	利用者負担 (3 割負担分)
要支援 1	529 単位	5639 円	563 円	1127 円	1691 円
要支援 2	656 単位	6992 円	669 円	1398 円	2097 円
要介護 1	704 単位	7504 円	750 円	1500 円	2251 円
要介護 2	772 単位	8229 円	822 円	1645 円	2468 円
要介護 3	847 単位	9029 円	902 円	1805 円	2708 円
要介護 4	918 単位	9785 円	978 円	1957 円	2935 円
要介護 5	987 単位	10521 円	1052 円	2104 円	3156 円

※介護保険の地域区分に沿って、船橋市(4等級)は1単位に10.66円をかけて算出しております。
利用日数により多少差額が生じますのでご了承下さい

＜居住費(個室)の負担限度額＞

対象者		居住費
第1段階	・本人及び世帯全体が市民税非課税であって、老齢福祉年金受給者、生活保護の受給者、境界層該当者 ・資産と預金合計など 単身で1,000万円以下 夫婦で2,000万円以下	880 円
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と課税年金、非課税年金収入額の年額が80万円以下である人 ・境階層該当者 ・資産と預金合計など 単身で650万円以下 夫婦で1,650万円以下	880 円

第 3 段階 ①	・市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と課税年金、非課税年金収入額の年額が 80 万円以上 120 万円以下である人 ・境階層該当者 ・資産と預金合計など 単身で 550 万円以下 夫婦で 1,550 万円以下	1,370 円
第 3 段階 ②	・市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と課税年金、非課税年金収入額の年額が 120 万円以上である人 ・境階層該当者 ・資産と預金合計など 単身で 500 万円以下 夫婦で 1,500 万円以下 ・市町村民税課税世帯の特例減額措置が適用される人	1,370 円
第 4 段階	・第 1 段階から第 3 段階のいずれにも該当しない人	2,536 円

＜1日の食費＞

対象者		1 日の 負担限度額	朝 食 462 円	昼 食 649 円	夕 食 532 円
第 1 段階	・本人及び世帯全体が市民税非課税であって、老齢福祉年金受給者、生活保護の受給者、境界層該当者 ・資産と預金合計など 単身で 1,000 万円以下 夫婦で 2,000 万円以下	300 円	1 日負担限度額を超える額は請求致しません		
第 2 段階	・市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と課税年金、非課税年金収入額の年額が 80 万円以下である人 ・境階層該当者 ・資産と預金合計など 単身で 650 万円以下 夫婦で 1,650 万円以下	600 円	1 日負担限度額を超える額は請求致しません ※下記の 1) を参照してください		
第 3 段階 ①	・市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と課税年金、非課税年金収入額の年額が 80 万円以上 120 万円以下である人 ・境階層該当者 ・資産と預金合計など 単身で 550 万円以下 夫婦で 1,550 万円以下	1000 円	1 日負担限度額を超える額は請求致しません ※下記の 1) を参照してください		
第 3 段階 ②	・市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と課税年金、非課税年金収入額の年額が 120 万円以上である人 ・境階層該当者 ・資産と預金合計など 単身で 500 万円以下 夫婦で 1,500 万円以下 ・市町村民税課税世帯の特例減額措置が適用される人	1,300 円	1 日負担限度額を超える額は請求致しません ※下記の 1) を参照してください		
第 4 段階	・第 1 段階から第 3 段階のいずれにも該当しない人	1,643 円	入所から退所までの召し上がった食事分を請求させていただきます		

＜その他の利用料金について＞

※ 下記の加算については当法人の職員の勤務体制が整った場合に別途いただきます。

・夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ…18単位／日

ユニット部分において夜勤職員が最低基準を1名以上上回っている場合。

・機能訓練体制加算…12単位／日

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、柔道整復士又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置し、かつ理学療法士当である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を 100 で除した数以上配置していること。

・看護体制加算(Ⅰ)…4単位／日 ※介護予防を除く

常勤の看護師を1名以上配置している場合。

・看護体制加算(Ⅱ)…8単位／日 ※介護予防を除く

看護職員を常勤換算方法で入所者の数が25名またはその端数を増すごとに1名以上(4名)配置し、看護職員が24時間の連携体制を確保している場合

・在宅中重度者受入加算 ※介護予防を除く

当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合

① 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している場合…421単位／日

② 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合…417単位／日

③ 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合…

413単位／日

③ 看護体制加算を算定していない場合…425単位／日

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)…22単位／日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合

・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)…18単位／日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合

・サービス提供体制強化加算(Ⅲ)…6単位／日

以下のいずれかに該当すること

① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である

② 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上である

③ 利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続年数が7年以上働いてい

る職員が30%以上である

※サービス提供体制強化加算に関しては、日常生活継続支援加算を算定している場合は算定しない

・ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)…3単位/1日

- ① 入所者のうち、日常生活に支障をきたすおそれがある病状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が50%以上であること。
- ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している職員又は認知症ケアに関する専門性の高い看護師を、認知症者数が20名ごとに1名以上配置していること。
- ③ チームとして認知症ケアを実践し会議を定期的に行っていること。

・ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)…4単位/1日

- ① 加算Ⅰの基準のいずれにも適合すること。
- ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している職員又は認知症ケアに関する専門性の高い看護師を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- ③ 更に介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該研修計画に従い、研修を実施又は実施を予定している場合。

・生活機能向上連携加算(Ⅰ)…100単位/月

※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月

訪問リハビリを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けられる体制を構築し助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成すること。

・生産性向上推進体制加算(Ⅰ)…100単位/月

- ① (Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。
- ② 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること
- ③ 職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること
- ④ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータ(※1)の提出を行うこと

・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)…10単位/月

- ① 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること
- ② 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
- ③ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータ(ア～イ)の提出を行うこと

(※1)ア. 利用者の QOL 等の変化(WHO-5)

- イ. 総業務時間および当該機関に含まれる超過勤務時間の変化
- ウ. 年次有給休暇の取得状況の変化
- エ. 心理的負担等の変化(SRS-18 等)
- オ. 機器の導入における業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の変化

・業務継続計画未実施減算 … 所定単位数の1%／日を減算

以下の基準に適合していない場合。

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※令和7年3月31日までの間、感染症の予防および蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

・高齢者虐待防止措置未実施減算 … 所定単位数の1%／日を減算

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

・身体拘束廃止未実施減算 … 所定単位数の1%／日を減算

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その対応および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

・介護職員処遇改善加算…所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数

- ① 介護職員処遇改善加算Ⅰ…各種加算により算定した単位数の8.3%に相当する単位数
- ② 介護職等特定処遇改善加算(Ⅰ)…各種加算により算定した単位数の2.7%に相当する単位数
- ③ 介護職等ベースアップ等支援加算…各種加算により算定した単位数の1.6%に相当する単位数

<2024年6月から以下の通り変更>

- ・介護職員等処遇改善加算(I)所定単位数の14.0%を加算
- ・介護職員等処遇改善加算(II)所定単位数の13.6%を加算
- ・介護職員等処遇改善加算(III)所定単位数の11.3%を加算
- ・介護職員等処遇改善加算(IV)所定単位数の9.0%を加算

※下記の加算については該当するご契約者のみとなります。またご利用金額は利用者自己負担金額(1割分)となります。

・ **送迎加算…184単位(1回あたり)**

ご契約者の心身の状況、ご家族等の事情からみて送迎を行う事が必要と認められるご契約者に対して、その居宅と当事業所との間の送迎を行う場合

・ **通院等乗降介助…99単位(片道あたり)**

通院等乗降介助について、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便性の向上の観点から、目的地が複数ある場合であっても、居宅や始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことが条件

・ **療養食加算…8単位/回**

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食

・ **若年性認知症入所者受入加算…120単位/日**

若年性認知症入所者に対してサービスを行った場合

※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない

・ **緊急短期入所受入加算…90単位/日 (介護予防を除く)**

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合

※短期入所生活介護を行った日から起算して7日を限度とする。(家族の疾病などのやむを得ない事情がある場合は、14日)

※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない

・ **個別機能訓練加算…56単位/日**

① 専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合。

② 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者の生活機

能向上に資する個別機能訓練計画を作成している場合。

- ③ 個別機能訓練計画に基づき、機能訓練指導員が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している場合。
- ④ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、個別機能訓練計画を作成し、3ヵ月ごとに1回以上、利用者又はその家族に対して機能訓練内容と計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っている場合。

・ **医療連携強化加算…58単位／日（介護予防を除く）**

【事業所要件】 ※以下のいずれにも適合すること。

- ① 看護体制加算(Ⅱ)を算定している
- ② 急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っている
- ③ あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っている。
- ④ 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ている。

【利用者要件】 ※以下のいずれかの状態であること。

- ① 喀痰吸引を実施している状態
- ② 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- ③ 中心静脈注射を実施している状態
- ④ 人工腎臓を実施している状態
- ⑤ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ⑥ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
- ⑦ 経鼻胃管や胃ろうなどの経管栄養が行われている状態
- ⑧ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- ⑨ 気管切開が行われている状態

・ **認知症行動・心理症状緊急対応加算…200単位**

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断された場合に、入所した日から起算して7日を限度として加算

・ **長期利用の適正化 ※61日以降（介護予防を除く）**

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護における長期利用について、連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者に対して、介護福祉施設サービス費と同単位とする。

・ **長期利用者に対する減算(介護予防を除く)**

連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合、1日につき30単位を減算する。ただし、連続61日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない。

・長期利用の適正化（介護予防のみ）

要支援Ⅰ…サービス費の要介護1の単位数の75%に相当する単位数

要支援Ⅱ…サービス費の要介護1の単位数の93%に相当する単位数

連続して31日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合

・看取り連携体制加算 …64単位／日

看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。

※死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度。

次のいずれかに該当すること

- ① 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定していること
- ② 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、または病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。

・口腔連携強化加算 … 50単位／回

- ① 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
- ② 事業所は利用者の口腔の健康状態に関わる評価を行うにあたって、歯科訪問診療科の算定があるしか医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 特別な食事（お酒を含みます。）

- a ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

- b おやつ代・・・130円

負担限度額認定で第1段階から第3段階の方についてはおやつ代として1日に別途130円を負担して頂きます。(昼食とセットになっておりおやつのみ提供、キャンセルは致しかねますのでご了承ください)

② 理髪・美容サービス

ご希望に応じて理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。料金についてはご確認下さい。

③ 短期入所利用の際の医薬品及び薬剤一部負担金

本人希望によるものや下剤等の料金は、ご契約者のご負担とさせていただきます。

④ 利用料銀行引落手数料… 1 6 5 円

ご利用料金のお支払い方法につきまして、銀行口座引落を希望されたご契約者の方のみ引落手数料としてご契約者のご負担頂きます。

⑤ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションや余暇活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥ 閲覧物

ご契約者は、下記の書類を閲覧できます。ただし、これ以外にも閲覧できますのでお申し出ください。

事業報告書・事業計画書・収支予算書・サービス提供・その他の記録

⑦ 複写物の交付

ご契約者は複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 1 0 円

また、複写物の使用先について確認する場合がございます。

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。)

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額を下記のいずれかの方法で20日までにお支払い下さい。(別紙にてご指定下さい。)

ア. 下記指定口座への振込み

千葉銀行 印西支店 普通預金 3 4 5 7 4 2 1

社会福祉法人六親会 プレーゲ船橋短期入所生活介護事業所

施設長 清水 ゆり恵

(シャカイフクシホウジンリクシンカイ プレーゲフナバシタンキョウセイカクカイゴジギョウシヨ

シヅチヨウ シミズユリエ)

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行、信用金庫
信用組合、農業共同組合、労働金庫
(ゆうちょ銀行は利用できません)

☆上記ア、イ共、手数料はご契約者の負担とさせていただきます

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に出してください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 介護支援専門員

〔氏名〕 太田 理人

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

TEL 047-410-8611

FAX 047-457-2207

(2) 行政機関その他苦情受付機関

船橋市役所 福祉政策課	所在地 千葉県船橋市湊町 2-10-25 電話番号 047-436-2383 ・ FAX 047-436-2409 受付時間 午前9時～午後5時
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号 043-254-7428 ・ FAX 043-254-7401 受付時間 午前9時～午後5時
千葉県社会福祉協議会 千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター内 電話番号 043-246-0294 ・ FAX 043-246-0298 受付時間 午前9時～午後5時

6. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	実施あり
認証取得年月日	2004 年 3 月 24 日
認証番号	A J A E U / 19 / 14791
I S O 認証機関名	AJA Europe Ltd.
評価結果の開示状況	施設入口に掲示

※ 必ず定期審査を 1 年に 1 回、更新審査を 3 年に 1 回実施しなければ更新できない。

年 月 日

指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人六親会 特別養護老人ホーム プレーゲ船橋

説明者職名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

ご契約者住所

氏 名

印

代筆者住所

代筆者

印